

平成30年第3回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(9月7日提案分)

政 策 局

目 次

ページ

1	地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例 新旧対照表	1
2	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例 新旧対照表	4
3	事務処理の特例に関する条例 新旧対照表	5

1 地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（平成23年神奈川県条例第48号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(役員の変更等の届出及び事業報告書等の閲覧等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、主たる事務所又は県内の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所（県内の事務所がない場合にあつては、主たる事務所。<u>第12条第5項</u>において同じ。）において、これを閲覧させなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き、閲覧等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これを主たる事務所及び県内の事務所に備え置かなければならない。</p> <p>(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める書類</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>第2項の規定にかかわらず、同項の規定による書類の作成及び備置きに係る指定特定非営利活動法人が特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けた神奈川県認証法人（以下「神奈川県認定法人」という。）であるときは、次の各号に掲げる書類を作成し、これを主たる事務所及び県内の事務所に備え置くことをもって、当該各号に定める書類の作成及び備置きに代えることができる。</u></p> <p>(1) <u>特定非営利活動促進法第54条第2項第2号に掲げる書類</u> 第2項第1号に掲げる書類</p> <p>(2) <u>特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に掲げる書類</u> 第2項第2号に掲げる書</p>	<p>(役員の変更等の届出及び事業報告書等の閲覧等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、主たる事務所又は県内の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所（県内の事務所がない場合にあつては、主たる事務所。<u>第12条第4項</u>において同じ。）において、これを閲覧させなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き、閲覧等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これを主たる事務所及び県内の事務所に備え置かなければならない。</p> <p>(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める書類</p> <p>3 (略)</p> <p>(新規)</p>

改 正	現 行
<p>類</p> <p>(3) <u>特定非営利活動促進法第54条第2項第4号に掲げる書類 第2項第3号に掲げる書類 (規則で定める書類を除く。)</u></p> <p>5 指定特定非営利活動法人は、第3条第2項第1号若しくは第2号に掲げる書類又は第2項各号に掲げる書類若しくは第3項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、主たる事務所又は県内の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において、これを閲覧させなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(役員報酬規程等の提出)</p> <p>第13条 指定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等及び前条第2項各号に掲げる書類(当該指定特定非営利活動法人が神奈川県認証法人である場合にあっては、同項各号に掲げる書類)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、同項の規定による書類の提出に係る神奈川県認定法人は、特定非営利活動促進法第55条第1項の規定により書類を提出することをもって、第1項の規定による書類の提出に代えることができる。</u></p> <p>(指定の取消しのために必要な手続を行う基準等)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 知事は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 正当な理由がないのに、第10条第3項又は第12条第5項の規定に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。</p> <p>(5) 正当な理由がないのに、第10条第4項又は第12条第6項の規定に違反して書類を公表しなかったとき。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>4 指定特定非営利活動法人は、第3条第2項第1号若しくは第2号に掲げる書類又は第2項各号に掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、主たる事務所又は県内の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において、これを閲覧させなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(役員報酬規程等の提出)</p> <p>第13条 指定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等及び前条第2項各号に掲げる書類(当該指定特定非営利活動法人が神奈川県認証法人である場合にあっては、同項各号に掲げる書類)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(指定の取消しのために必要な手続を行う基準等)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 知事は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 正当な理由がないのに、第10条第3項又は第12条第4項の規定に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。</p> <p>(5) 正当な理由がないのに、第10条第4項又は第12条第5項の規定に違反して書類を公表しなかったとき。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>

改 正	現 行
<p>(適用除外) 第23条 (略)</p> <p>2 前項の規定により第4条第1項第6号及び第10号の規定を適用しないこととされた特定非営利活動法人が、指定又は指定の更新を受けたときは、当該特定非営利活動法人については、第10条第4項及び第12条第6項の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(適用除外) 第23条 (略)</p> <p>2 前項の規定により第4条第1項第6号及び第10号の規定を適用しないこととされた特定非営利活動法人が、指定又は指定の更新を受けたときは、当該特定非営利活動法人については、第10条第4項及び第12条第5項の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p>

2 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表			別表		
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県税条例第10条第2項の期間	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県税条例第10条第2項の期間
(削除)			特定非営利活動法人宮ヶ瀬湖ボートクラブ	愛甲郡清川村煤ヶ谷1,104番地の46	平成25年1月1日から平成30年10月31日まで
(削除)			特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブまいそる	横浜市戸塚区上柏尾町244番地	平成25年1月1日から平成30年10月31日まで
(削除)			特定非営利活動法人昴の会	藤沢市南藤沢7番10号英邦第一ビル2階	平成25年1月1日から平成30年10月31日まで
(略)			(略)		
特定非営利活動法人藤沢ラグビー蹴球倶楽部	藤沢市辻堂西海岸二丁目1番15号	平成29年1月1日から平成34年10月31日まで	特定非営利活動法人藤沢ラグビー蹴球倶楽部	藤沢市大庭5,095番地の3	平成29年1月1日から平成34年10月31日まで
(略)			(略)		
特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブまいそる	横浜市戸塚区上柏尾町244番地	平成30年11月1日から平成35年10月31日まで	(新規)		

3 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表
 <第1条関係>（公布日施行）

改 正		現 行	
第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）		第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）	
1（略）	（略）	1（略）	（略）
<p>1の2 <u>特定非営利活動促進法</u>（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <p><u>（1）法第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人（2以上の市町村の区域内に事務所を設置するものを除く。）の設立を認証すること。</u></p> <p><u>（2）法第10条第2項（法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人の設立等の認証の申請があった旨等を公告し、又はインターネットの利用により公表し、及び法第10条第2項に規定する書類を縦覧に供すること。</u></p> <p><u>（3）法第12条第3項（法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、認証の決定をした旨又は不認証の決定をした旨及びその理由を通知すること。</u></p> <p><u>（4）法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、設立等の登記の届出を受理すること。</u></p> <p><u>（5）法第13条第3項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、設立等の認証を取り消すこと。</u></p>	藤沢市	（新規）	

改 正	現 行
<p>(6) <u>法第17条の3の規定により、仮理事を選任すること。</u></p> <p>(7) <u>法第17条の4の規定により、特別代理人を選任すること。</u></p> <p>(8) <u>法第18条第3号の規定により、不正の行為等の報告を受理すること。</u></p> <p>(9) <u>法第23条第1項の規定により、役員の変更等の届出を受理すること。</u></p> <p>(10) <u>法第25条第3項の規定により、定款の変更を認証すること。</u></p> <p>(11) <u>法第25条第6項の規定により、定款の変更の届出を受理すること。</u></p> <p>(12) <u>法第25条第7項の規定により、定款の変更に係る登記事項証明書を受理すること。</u></p> <p>(13) <u>法第26条第1項の規定により、法第25条第4項の申請書を經由すること。</u></p> <p>(14) <u>法第26条第3項の規定により、変更後の所轄庁に事務の引継ぎを行うこと。</u></p> <p>(15) <u>法第29条の規定により、事業報告書等を受理すること。</u></p> <p>(16) <u>法第30条の規定により、事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧又は謄写させること。</u></p> <p>(17) <u>法第31条第2項の規定により、解散を認定すること。</u></p> <p>(18) <u>法第31条第4項の規定により、解散の届出を受理すること。</u></p> <p>(19) <u>法第31条の8の規定により、清算人の氏名及び住</u></p>	

改 正	現 行
<p><u>所の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(20) 法第32条第2項の規定により、残余財産の譲渡を認証すること。</u></p> <p><u>(21) 法第32条の2第3項の規定により、裁判所から意見の求め及び調査の嘱託を受けること。</u></p> <p><u>(22) 法第32条の2第4項の規定により、裁判所に対し、意見を述べること。</u></p> <p><u>(23) 法第32条の3の規定により、清算終了の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(24) 法第34条第3項の規定により、合併を認証すること。</u></p> <p><u>(25) 法第41条第1項の規定により、特定非営利活動法人に対し、業務又は財産の状況に関し報告をさせ、及び職員に特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務又は財産の状況等を検査させること。</u></p> <p><u>(26) 法第42条の規定により、必要な措置を採るべきことを命ずること。</u></p> <p><u>(27) 法第43条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すこと。</u></p> <p><u>(28) 法第43条第2項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すこと。</u></p> <p><u>(29) 法第43条の2（法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人又はその役員について警視總監又は道府県警察本部長の</u></p>	

改正	現行
<p><u>意見を聴くこと。</u></p> <p><u>(30) 法第43条の3（法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人又はその役員について警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くこと。</u></p> <p><u>(31) 法第72条第2項の規定により、特定非営利活動法人の活動の状況に関する情報（（1）から（30）までに掲げる事務に関するものに限る。）を内閣総理大臣が整備するデータベースに記録すること。</u></p> <p><u>(32) 法第73条の規定により、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めること（（1）から（31）までに掲げる事務を処理するため必要があるときに限る。）。</u></p>	
<p><u>1の3 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年神奈川県条例第37号。以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務</u></p> <p><u>(1) 条例第2条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請書を受理すること。</u></p> <p><u>(2) 条例第3条第2項の規定により、軽微な不備に該当することを確認すること。</u></p> <p><u>(3) 条例第6条第1項の規定により、定款の変更の認証申請書を受理すること。</u></p> <p><u>(4) 条例第6条第2項の規定により、定款の変更の届出書を受理すること。</u></p> <p><u>(5) 条例第9条の規定によ</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>

改 正		現 行	
<p><u>り、閲覧又は謄写の用に供する書類を受理すること。</u></p> <p><u>(6) 条例第10条第2項の規定により、同条第1項の閲覧所以外の場所において謄写をさせること。</u></p> <p><u>(7) 条例第11条の規定により、成功の不能による解散の認定申請書を受理すること。</u></p> <p><u>(8) 条例第12条の規定により、残余財産の譲渡の認証申請書を受理すること。</u></p> <p><u>(9) 条例第13条第1項の規定により、合併の認証申請書を受理すること。</u></p>			
<p><u>1の4 消費生活協同組合法</u> <u>(昭和23年法律第200号。以下この項において「法」という。)</u> <u>及び消費生活協同組合法施行規則(昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号。以下この項において「省令」という。)</u> <u>並びに法及び省令の施行のための規則に基づく次の事務</u></p> <p><u>(1) 法第10条第3項ただし書、法第12条第4項第2号及び第3号、法第40条第4項及び第8項、法第57条第1項、法第62条第2項、法第63条第1項ただし書、法第64条第2項、法第69条第1項並びに法第92条の2第1項及び第2項の規定により、知事に提出する書類(主たる事務所がその市町村の区域にあるものに係るものに限る。)</u> <u>を受理し、及び知事に送付すること。</u></p> <p><u>(2) 法第12条第4項第2号及び第3号の規定により、知事に提出する書類(施設</u></p>	市町村	(新規)	

改 正		現 行	
<p><u>に係るものであって、当該施設がその市町村の区域にあるものに係るものに限る。）を受理し、及び知事に送付すること。</u></p> <p><u>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか法及び省令の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</u></p>			
<u>1の5</u> (略)	(略)	<u>1の2</u> (略)	(略)
<u>1の6</u> (略)	(略)	<u>1の3</u> (略)	(略)
<u>(削除)</u>		<p><u>1の4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</u></p> <p><u>(1) 法第16条の2第2項の規定により、供給設備（特定供給設備に限る。）を修理し、改造し、及び移転すべきことを命ずること。</u></p> <p><u>(2) 法第36条第1項の規定により、特定供給設備の設置を許可すること。</u></p> <p><u>(3) 法第37条の2第1項の規定により、特定供給設備の位置等の変更を許可すること。</u></p> <p><u>(4) 法第37条の2第2項の規定により、特定供給設備の軽微な変更の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(5) 法第37条の3第1項本文の規定により、特定供給設備の完成検査を行うこと。</u></p> <p><u>(6) 法第37条の3第1項ただし書の規定により、特定供給設備の完成検査を受</u></p>	秦野市

改 正		現 行
		<p><u>け、基準に適合した旨の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(7) 法第37条の3第2項の規定により、完成検査の結果の報告を受理すること。</u></p> <p><u>(8) 法第37条の7第1項の規定により、特定供給設備の許可を取り消し、及び使用の停止を命ずること。</u></p> <p><u>(9) 法第37条の7第2項の規定により、特定供給設備の使用停止を命ずる旨を一般消費者等に通知すること。</u></p> <p><u>(10) 法第38条の3の規定により、液化石油ガス設備工事をした旨の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(11) 法第82条第1項の規定により、液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス設備士及び特定液化石油ガス設備工事事業者に対し(1)から(10)までに掲げる事務に関し、その業務又は経理の状況について報告をさせること。</u></p> <p><u>(12) 法第83条第1項の規定により、職員に(1)から(9)までに掲げる事務に関し、液化石油ガス販売事業者の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、及び液化石油ガスを収去させること。</u></p> <p><u>(13) 法第83条第3項の規定により、(1)から(10)までに掲げる事務に関し、職員に液化石油ガス販売事業者の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問さ</u></p>

改 正		現 行	
		<p><u>せ、及び液化石油ガスを収去させること。</u></p> <p><u>(14) 法第87条第1項の規定により、法第36条第1項及び法第37条の2第1項の許可、法第37条の2第2項及び法第38条の3の規定による届出並びに法第37条の7第1項の規定による許可の取消しについて、消防長に通報すること。</u></p>	
(削除)		<p><u>1の5 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病医療費の支給に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</u></p>	藤沢市及び茅ヶ崎市
(削除)		<p><u>1の6 児童福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</u></p> <p><u>(1) 法第59条の2第1項及び第2項並びに第59条の2の5第1項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</u></p>	市町村（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。）
<p><u>2 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</u></p> <p><u>(1) 法第4条第1項の規定により、表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない販売業者（卸売業者を除く。以下この項において同じ。）に対し、表示事項を表示し、及び遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること（主たる事務所及び店舗が一の町村の区域内のみにある販売業者に係るもの</u></p>	<p>葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村</p>	<p><u>2 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下この項において「法」という。）及び消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号。以下この項において「省令」という。）並びに法及び省令の施行のための規則に基づく次の事務</u></p> <p><u>(1) 法第10条第3項ただし書、法第12条第4項第2号及び第3号、法第40条第4項及び第8項、法第57条第1項、法第62条第2項、法</u></p>	市町村

改 正		現 行	
<p>に限る。)。。</p> <p>(2) <u>法第4条第3項の規定により、同条第1項の指示に従わない販売業者があるときは、その旨を公表すること（主たる事務所及び店舗が一の町村の区域内のみにある販売業者に係るものに限る。）。。</u></p> <p>(3) <u>法第10条第1項の規定により、家庭用品の品質に関する表示が適正に行われていないため、一般消費者の利益が害されている旨の申出を受理すること（主たる事務所及び店舗が一の町村の区域内のみにある販売業者に係るものに限る。）。。</u></p> <p>(4) <u>法第10条第2項の規定により、同条第1項の規定による申出に係る必要な調査を行うこと（主たる事務所及び店舗が一の町村の区域内のみにある販売業者に係るものに限る。）。。</u></p> <p>(5) <u>法第19条第2項の規定により、販売業者から報告を徴し、及び職員に店舗等に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させること（報告の徴収にあつては、主たる事務所及び店舗が一の町村の区域内のみにある販売業者に係るものに限る。）。。</u></p>		<p><u>第63条第1項ただし書、法第64条第2項、法第69条第1項並びに法第92条の2第1項及び第2項の規定により、知事に提出する書類（主たる事務所がその市町村の区域にあるものに係るものに限る。）。を受理し、及び知事に送付すること。</u></p> <p>(2) <u>法第12条第4項第2号及び第3号の規定により、知事に提出する書類（施設に係るものであつて、当該施設がその市町村の区域にあるものに係るものに限る。）。を受理し、及び知事に送付すること。</u></p> <p>(3) <u>(1)及び(2)に掲げるもののほか法及び省令の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</u></p>	
(削除)		<p><u>2の2 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務（法第3条第1項</u></p>	<p><u>相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町</u></p>

改 正		現 行
		<p><u>の規定により一般旅券の発給を申請しようとする者が緊急に渡航する必要があると認められる場合における事務その他の規則で定める事務を除く。)</u></p> <p><u>(1) 法第3条第1項の規定により、一般旅券の発給の申請を受理し、及び知事に送付すること。</u></p> <p><u>(2) 法第3条第2項ただし書の規定により、申請者の身分上の事実を確認すること。</u></p> <p><u>(3) 法第3条第2項第2号の規定により、申請者の身分上の事実が明らかであると認めること。</u></p> <p><u>(4) 法第3条第3項の規定により、申請者が人違いでないこと等の確認及びその確認のため、書類の提示又は提出を求めること。</u></p> <p><u>(5) 法第8条第1項(法第10条第4項及び法第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、申請者の出頭を求めて一般旅券を交付すること。</u></p> <p><u>(6) 法第8条第3項の規定により、申請者の出頭を求めることなく一般旅券を交付すること。</u></p> <p><u>(7) 法第12条第1項の規定により、一般旅券の査証欄の増補の申請を受理し、及び知事に送付すること。</u></p> <p><u>(8) 法第17条第1項及び第2項の規定により、一般旅券の紛失又は焼失の届出を受理し、及び知事に送付すること。</u></p> <p><u>(9) 法第17条第3項の規定</u></p>

改 正		現 行	
		<p>により、届出者が人違いでないこと等の確認及びその確認のため、書類の提示又は提出を求めること。</p> <p>(10) 法第19条第5項の規定により、一般旅券の返納を受理すること。</p> <p>(11) 法第19条第6項の規定により、返納を受けた一般旅券に消印をして還付すること。</p> <p>(12) 省令第3条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、申請者が出頭しない場合の申請の申出を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(13) 省令第3条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、出頭した者が申請者の指定した者であることの確認のため、書類の提示又は提出を求め、及びその指定の事実の確認のため、資料の提示又は提出を求めること。</p> <p>(14) 省令第7条第5項（省令第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、申請者が指定した者の住所等の確認のため、書類の提示又は提出を求め、及びその指定の事実の確認のため、資料の提示又は提出を求めること。</p>	
<p><u>3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</u></p> <p>(1) 法第16条の2第2項の規定により、供給設備（特</p>	<p>秦野市</p>	<p><u>3 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</u></p> <p>(1) 法第4条第1項の規定により、表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守し</p>	<p>葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴</p>

改 正	現 行
<p><u>定供給設備に限る。)を修理し、改造し、及び移転すべきことを命ずること。</u></p> <p><u>(2) 法第36条第1項の規定により、特定供給設備の設置を許可すること。</u></p> <p><u>(3) 法第37条の2第1項の規定により、特定供給設備の位置等の変更を許可すること。</u></p> <p><u>(4) 法第37条の2第2項の規定により、特定供給設備の軽微な変更の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(5) 法第37条の3第1項本文の規定により、特定供給設備の完成検査を行うこと。</u></p> <p><u>(6) 法第37条の3第1項ただし書の規定により、特定供給設備の完成検査を受け、基準に適合した旨の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(7) 法第37条の3第2項の規定により、完成検査の結果の報告を受理すること。</u></p> <p><u>(8) 法第37条の7第1項の規定により、特定供給設備の許可を取り消し、及び使用の停止を命ずること。</u></p> <p><u>(9) 法第37条の7第2項の規定により、特定供給設備の使用停止を命ずる旨を一般消費者等に通知すること。</u></p> <p><u>(10) 法第38条の3の規定により、液化石油ガス設備工事をした旨の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(11) 法第82条第1項の規定により、液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス設備士及び特定液化石油ガス設</u></p>	<p><u>ない販売業者（卸売業者を除く。以下この項において同じ。）に対し、表示事項を表示し、及び遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること（主たる事務所及び店舗が一の町村の区域内のみにある販売業者に係るものに限る。）。</u></p> <p><u>(2) 法第4条第3項の規定により、同条第1項の指示に従わない販売業者があるときは、その旨を公表すること（主たる事務所及び店舗が一の町村の区域内のみにある販売業者に係るものに限る。）。</u></p> <p><u>(3) 法第10条第1項の規定により、家庭用品の品質に関する表示が適正に行われていないため、一般消費者の利益が害されている旨の申出を受理すること（主たる事務所及び店舗が一の町村の区域内のみにある販売業者に係るものに限る。）。</u></p> <p><u>(4) 法第10条第2項の規定により、同条第1項の規定による申出に係る必要な調査を行うこと（主たる事務所及び店舗が一の町村の区域内のみにある販売業者に係るものに限る。）。</u></p> <p><u>(5) 法第19条第2項の規定により、販売業者から報告を徴し、及び職員に店舗等に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させること（報告の徴収にあっては、主たる事務所及び店舗が一の町村の区域内のみにある販売業者に係る</u></p> <p>町、湯河原町、愛川町及び清川村</p>

改 正	現 行
<p><u>備工事業業者に対し(1)から(10)までに掲げる事務に関し、その業務又は経理の状況について報告をさせること。</u></p> <p><u>(12) 法第83条第1項の規定により、職員に(1)から(9)までに掲げる事務に関し、液化石油ガス販売事業者の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、及び液化石油ガスを収去させること。</u></p> <p><u>(13) 法第83条第3項の規定により、(1)から(10)までに掲げる事務に関し、職員に液化石油ガス販売事業者の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、及び液化石油ガスを収去させること。</u></p> <p><u>(14) 法第87条第1項の規定により、法第36条第1項及び法第37条の2第1項の許可、法第37条の2第2項及び法第38条の3の規定による届出並びに法第37条の7第1項の規定による許可の取消しについて、消防長に通報すること。</u></p>	<p><u>ものに限る。)</u>。</p>
(削除)	<p><u>3の2 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条、第31条の6及び第32条の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</u></p>
(削除)	<p><u>3の3 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第31条の6及び第32条の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び</u></p>

改 正		現 行	
		知事に送付する事務で別に規則で定めるもの	
4 (略)	(略)	4 (略)	(略)
4の2 旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)及び旅券法施行規則(平成元年外務省令第11号。以下この項において「省令」という。)に基づく次の事務(法第3条第1項の規定により一般旅券の発給を申請しようとする者が緊急に渡航する必要があると認められる場合における事務その他の規則で定める事務を除く。)	相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町	4の2 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務	藤沢市
(1) 法第3条第1項の規定により、一般旅券の発給の申請を受理し、及び知事に送付すること。		(1) 法第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人(2以上の市町村の区域内に事務所を設置するものを除く。)の設立を認証すること。	
(2) 法第3条第2項ただし書の規定により、申請者の身分上の事実を確認すること。		(2) 法第10条第2項(法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、特定非営利活動法人の設立等の認証の申請があった旨等を公告し、又はインターネットの利用により公表し、及び法第10条第2項に規定する書類を縦覧に供すること。	
(3) 法第3条第2項第2号の規定により、申請者の身分上の事実が明らかであると認めること。		(3) 法第12条第3項(法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、認証の決定をした旨又は不認証の決定をした旨及びその理由を通知すること。	
(4) 法第3条第3項の規定により、申請者が人違いでないこと等の確認及びその確認のため、書類の提示又は提出を求めること。		(4) 法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、設立等の登記の届出を受理すること。	
(5) 法第8条第1項(法第10条第4項及び法第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、申請者の出頭を求めて一般旅券を交付すること。		(5) 法第13条第3項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、設立等の認証を取り消すこと。	
(6) 法第8条第3項の規定により、申請者の出頭を求めることなく一般旅券を交付すること。		(6) 法第17条の3の規定により、仮理事を選任するこ	

改 正	現 行
<p>(7) <u>法第12条第1項の規定により、一般旅券の査証欄の増補の申請を受理し、及び知事に送付すること。</u></p> <p>(8) <u>法第17条第1項及び第2項の規定により、一般旅券の紛失又は焼失の届出を受理し、及び知事に送付すること。</u></p> <p>(9) <u>法第17条第3項の規定により、届出者が人違いでないこと等の確認及びその確認のため、書類の提示又は提出を求めること。</u></p> <p>(10) <u>法第19条第5項の規定により、一般旅券の返納を受理すること。</u></p> <p>(11) <u>法第19条第6項の規定により、返納を受けた一般旅券に消印をして還付すること。</u></p> <p>(12) <u>省令第3条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、申請者が出頭しない場合の申請の申出を受理し、及び知事に送付すること。</u></p> <p>(13) <u>省令第3条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、出頭した者が申請者の指定した者であることの確認のため、書類の提示又は提出を求め、及びその指定の事実の確認のため、資料の提示又は提出を求めること。</u></p> <p>(14) <u>省令第7条第5項（省令第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、申請者が指定した者の住所等の確認のため、書類の提示又は提出を</u></p>	<p><u>と。</u></p> <p>(7) <u>法第17条の4の規定により、特別代理人を選任すること。</u></p> <p>(8) <u>法第18条第3号の規定により、不正の行為等の報告を受理すること。</u></p> <p>(9) <u>法第23条第1項の規定により、役員の変更等の届出を受理すること。</u></p> <p>(10) <u>法第25条第3項の規定により、定款の変更を認証すること。</u></p> <p>(11) <u>法第25条第6項の規定により、定款の変更の届出を受理すること。</u></p> <p>(12) <u>法第25条第7項の規定により、定款の変更に係る登記事項証明書を受理事</u> <u>こと。</u></p> <p>(13) <u>法第26条第1項の規定により、法第25条第4項の申請書を經由すること。</u></p> <p>(14) <u>法第26条第3項の規定により、変更後の所轄庁に事務の引継ぎを行うこと。</u></p> <p>(15) <u>法第29条の規定により、事業報告書等を受理事</u> <u>ること。</u></p> <p>(16) <u>法第30条の規定により、事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧又は謄写させること。</u></p> <p>(17) <u>法第31条第2項の規定により、解散を認定すること。</u></p> <p>(18) <u>法第31条第4項の規定により、解散の届出を受理事</u> <u>すること。</u></p> <p>(19) <u>法第31条の8の規定により、清算人の氏名及び住所の届出を受理事</u> <u>すること。</u></p> <p>(20) <u>法第32条第2項の規定</u></p>

改 正		現 行	
<p><u>求め、及びその指定の事実の確認のため、資料の提示又は提出を求めること。</u></p>		<p><u>により、残余財産の譲渡を認証すること。</u></p> <p><u>(21) 法第32条の2第3項の規定により、裁判所から意見の求め及び調査の嘱託を受けること。</u></p> <p><u>(22) 法第32条の2第4項の規定により、裁判所に対し、意見を述べること。</u></p> <p><u>(23) 法第32条の3の規定により、清算終了の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(24) 法第34条第3項の規定により、合併を認証すること。</u></p> <p><u>(25) 法第41条第1項の規定により、特定非営利活動法人に対し、業務又は財産の状況に関し報告をさせ、及び職員に特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務又は財産の状況等を検査させること。</u></p> <p><u>(26) 法第42条の規定により、必要な措置を採るべきことを命ずること。</u></p> <p><u>(27) 法第43条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すこと。</u></p> <p><u>(28) 法第43条第2項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すこと。</u></p> <p><u>(29) 法第43条の2（法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人又はその役員について警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くこと。</u></p> <p><u>(30) 法第43条の3（法第12</u></p>	

改 正		現 行	
		<p><u>条の2において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人又はその役員について警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くこと。</u></p> <p><u>(31) 法第72条第2項の規定により、特定非営利活動法人の活動の状況に関する情報（(1)から(30)までに掲げる事務に関するものに限る。）を内閣総理大臣が整備するデータベースに記録すること。</u></p> <p><u>(32) 法第73条の規定により、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めること（(1)から(31)までに掲げる事務を処理するために必要があるときに限る。）。</u></p>	
(削除)		<p><u>4の3 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務</u></p> <p><u>(1) 省令の規定により、知事に提出する書類（児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設の設置の認可並びに当該児童福祉施設に係る変更の届出及び廃止又は休止の承認に係るものに限る。）を受理し、及び知事に送付すること。</u></p>	<p>市町村（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。）</p>
(削除)		<p><u>4の4 神奈川県青少年保護育成条例（昭和30年神奈川県条例第1号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</u></p> <p><u>(1) 条例第11条第2項の規定により、有害図書類の陳列の方法又は場所の変更そ</u></p>	<p>横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、南足柄市、葉山町、開成町、真鶴町及び湯河原町</p>

改 正		現 行	
		<p><u>の他必要な措置を勧告すること。</u></p> <p><u>(2) 条例第11条第3項の規定により、勧告に従うべきことを命ずること。</u></p> <p><u>(3) 条例第11条第4項の規定により、命令を受けた者の氏名等を公表すること。</u></p> <p><u>(4) 条例第44条の規定により、県民及び青少年関係団体に協力を求めること。</u></p> <p><u>(5) 条例第51条第1項の規定により、(1)から(3)までに掲げる事務に関し、営業所内に立ち入り、調査を行い、関係人から資料の提供を求め、又は関係人に対して質問する者を指定すること。</u></p> <p><u>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</u></p>	
<u>(削除)</u>		<p><u>4の5 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年神奈川県条例第37号。以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務</u></p> <p><u>(1) 条例第2条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請書を受理すること。</u></p> <p><u>(2) 条例第3条第2項の規定により、軽微な不備に該当することを確認すること。</u></p> <p><u>(3) 条例第6条第1項の規定により、定款の変更の認証申請書を受理すること。</u></p> <p><u>(4) 条例第6条第2項の規定により、定款の変更の届出書を受理すること。</u></p>	藤沢市

改 正		現 行	
		(5) <u>条例第9条の規定により、閲覧又は謄写の用に供する書類を受理すること。</u>	
		(6) <u>条例第10条第2項の規定により、同条第1項の閲覧所以外の場所において謄写をさせること。</u>	
		(7) <u>条例第11条の規定により、成功の不能による解散の認定申請書を受理すること。</u>	
		(8) <u>条例第12条の規定により、残余財産の譲渡の認証申請書を受理すること。</u>	
		(9) <u>条例第13条第1項の規定により、合併の認証申請書を受理すること。</u>	
4の3 (略)	(略)	4の6 (略)	(略)
5～16の2 (略)	(略)	5～16の2 (略)	(略)
16の3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）並びに法及び省令の施行のための規則に基づく次の事務（法第7条第1項に規定する第一種特定鳥獣及び法第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣（ニホンザル及びニホンジカに限る。）に係るものを除く。） (1)～(12) (略)	市町村	16の3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）並びに法及び省令の施行のための規則に基づく次の事務（法第7条第1項に規定する第一種特定鳥獣及び法第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣に係るものを除く。） (1)～(12) (略)	市町村
16の4～31の3 (略)	(略)	16の4～31の3 (略)	(略)
32 <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病医療費の支給に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出</u>	藤沢市及び茅ヶ崎市	32 <u>削除</u>	

改 正		現 行	
<p><u>する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</u></p>			
<p><u>32の2 児童福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</u> <u>(1) 法第59条の2第1項及び第2項並びに第59条の2の5第1項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</u></p>	<p>市町村（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。）</p>	(新規)	
<p><u>32の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7に規定する老人福祉センターに係るものに限る。）</u> <u>(1) 法第69条第1項の規定により、第二種社会福祉事業の事業開始の届出を受理すること。</u> <u>(2) 法第69条第2項の規定により、第二種社会福祉事業の変更及び廃止の届出を受理すること。</u> <u>(3) 法第70条の規定により、必要と認める事項の報告を求め、及び職員に施設等を検査し、その他事業経営の状況を調査させること。</u> <u>(4) 法第72条第1項及び第3項の規定により、経営の制限及び停止を命ずること。</u></p>	<p>市町村（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。）</p>	(新規)	
<p><u>32の4 社会福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（法第2条第3項第11号に規定する隣保事業に係るものに限る。）</u> <u>(1) 法第69条第1項の規定</u></p>	<p>二宮町</p>	(新規)	

改 正		現 行	
<p><u>により、第二種社会福祉事業の事業開始の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(2) 法第69条第2項の規定により、第二種社会福祉事業の変更及び廃止の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(3) 法第70条の規定により、必要と認める事項の報告を求め、及び職員に施設等を検査し、その他事業経営の状況を調査させること。</u></p> <p><u>(4) 法第72条の規定により、経営の制限及び停止を命ずること。</u></p>			
<p><u>32の5 社会福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</u></p> <p><u>(1) 法に基づき知事又は知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</u></p>	市町村	(新規)	
<p><u>32の6 老人福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</u></p> <p><u>(1) 法第14条の規定により、老人居宅生活支援事業（介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による地域密着型介護サービス費又は地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者につき行われるものに限る。以下この項において同じ。）の開始の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(2) 法第14条の2の規定により、老人居宅生活支援事業の開始の届出に係る事項の変更の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(3) 法第14条の3の規定に</u></p>	鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、南足柄市、葉山町、中井町、大井町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町	(新規)	

改 正		現 行	
<p>より、老人居宅生活支援事業の廃止及び休止の届出を受理すること。</p> <p>(4) <u>法第15条第2項の規定により、老人デイサービスセンター（介護保険法の規定による地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費又は介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者を通わせることができるものに限る。以下この項において同じ。）の設置の届出を受理すること。</u></p> <p>(5) <u>法第15条の2第1項の規定により、老人デイサービスセンターの設置の届出に係る事項の変更の届出を受理すること。</u></p> <p>(6) <u>法第16条第1項の規定により、老人デイサービスセンターの廃止及び休止の届出を受理すること。</u></p>			
<p>32の7 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条、第31条の6及び第32条の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</u></p>	<p>市（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。）</p>	(新規)	
<p>32の8 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第31条の6及び第32条の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</u></p>	<p>市（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。）</p>	(新規)	
<p>32の9 <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下この項において「法」という。）</u>、</p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及</p>	(新規)	

改 正		現 行	
<p><u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号。以下この項において「政令」という。）及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務</u></p> <p><u>（1） 法、政令及び省令の規定により、知事又は知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</u></p>	<p>び茅ヶ崎市</p>		
<p>32の10 <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下この項において「法」という。）</u>、<u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（以下この項において「政令」という。）</u>及び<u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）</u>に基づく次の事務</p> <p><u>（1） 法、政令及び省令の規定により、知事が交付し、又は知事を経由して厚生労働大臣が交付する書類を交付すること。</u></p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市</p>	<p>(新規)</p>	
<p>32の11 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この項において「法」という。）</u>に基づく次の事務</p> <p><u>（1） 法の規定により、自立支援医療費（精神通院医療に係るものに限る。）の支給認定及び支給認定の変更に係る所得の状況その他の負担上限月額算定のために必要な事項を確認するこ</u></p>	<p>市町村（横浜市、川崎市及び相模原市を除く。）</p>	<p>(新規)</p>	

改 正		現 行	
と。			
32の12 <u>児童福祉法施行規則</u> <u>(昭和23年厚生省令第11号。以下この項において「省令」という。)</u> に基づく次の事務 <u>(1) 省令の規定により、知事に提出する書類(児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設の設置の認可並びに当該児童福祉施設に係る変更の届出及び廃止又は休止の承認に係るものに限る。)を受理し、及び知事に送付すること。</u>	市町村(横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。)	(新規)	
32の13 <u>障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号。以下この項において「省令」という。)</u> 及び福祉手当の支給に関する省令の一部を改正する省令(昭和60年厚生省令第49号)に基づく次の事務 <u>(1) 省令第2条、省令第5条、省令第7条から第10条まで、省令第15条及び省令第17条(省令第5条及び省令第7条から第10条までにあつては、省令第13条第1項及び省令第16条において準用する場合を含む。)</u> の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。 <u>(2) 福祉手当の支給に関する省令の一部を改正する省令附則第3条の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</u>	寒川町、湯河原町及び愛川町	(新規)	
32の14 <u>神奈川県青少年保護育成条例(昭和30年神奈川県条例第1号。以下この項におい</u>	横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、南	(新規)	

改 正	現 行
<p><u>て「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</u></p> <p><u>(1) 条例第11条第2項の規定により、有害図書類の陳列の方法又は場所の変更その他必要な措置を勧告すること。</u></p> <p><u>(2) 条例第11条第3項の規定により、勧告に従うべきことを命ずること。</u></p> <p><u>(3) 条例第11条第4項の規定により、命令を受けた者の氏名等を公表すること。</u></p> <p><u>(4) 条例第44条の規定により、県民及び青少年関係団体に協力を求めること。</u></p> <p><u>(5) 条例第51条第1項の規定により、(1)から(3)までに掲げる事務に関し、営業所内に立ち入り、調査を行い、関係人から資料の提供を求め、又は関係人に対して質問する者を指定すること。</u></p> <p><u>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</u></p>	<p>足柄市、葉山町、開成町、真鶴町及び湯河原町</p>
<p><u>32の15 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</u></p>	<p>市町村</p> <p>(新規)</p>
<p><u>32の16 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</u></p> <p><u>(1) 条例の規定により、知事に提出する書類を受理</u></p>	<p>市町村</p> <p>(新規)</p>

改 正		現 行	
<p><u>し、及び知事に送付すること。</u></p> <p><u>(2) (1)に掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</u></p>			
<p><u>32の17 神奈川県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年神奈川県条例第31号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</u></p> <p><u>(1) 条例の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</u></p> <p><u>(2) (1)に掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</u></p>	<p>市町村（横浜市、川崎市及び相模原市を除く。）</p>	(新規)	
<p><u>32の18 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年神奈川県条例第5号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</u></p> <p><u>(1) 条例第16条の規定により、適合証の交付の請求を受理し、及び適合証を交付すること。</u></p> <p><u>(2) 条例第17条第1項の規定により、指定施設の新築等の計画について、協議すること。</u></p> <p><u>(3) 条例第17条第2項の規定により、必要な指導及び助言を行うこと。</u></p> <p><u>(4) 条例第18条の規定により、工事の完了の届出を受</u></p>	<p>相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市及び大和市</p>	(新規)	

改 正		現 行	
<p><u>理すること。</u></p> <p>(5) <u>条例第19条第1項の規定により、指定施設を検査すること。</u></p> <p>(6) <u>条例第19条第2項の規定により、必要な指導及び助言を行うこと。</u></p> <p>(7) <u>条例第20条の規定により、必要な措置をとるべきことを勧告すること。</u></p> <p>(8) <u>条例第24条第1項の規定により、(3)及び(5)から(7)までに掲げる事務に関し、職員に指定施設に立ち入り、調査させ、及び関係者に質問させること。</u></p> <p>(9) <u>条例第25条の規定により、国等からの通知を受理すること。</u></p> <p>(10) <u>(1)から(9)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</u></p>			
33～40 (略)	(略)	33～40 (略)	(略)
<p>41 医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下この項において「法」という。）、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号。以下この項において「政令」という。）、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下この項において「省令」という。）及び医療法施行条例（平成 25 年神奈川県条例第 4 号。以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 法第 9 条第 2 項の規定により、病院の開設者の死亡又は<u>失踪</u>の届出を受理す</p>	(略)	<p>41 医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下この項において「法」という。）、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号。以下この項において「政令」という。）、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下この項において「省令」という。）及び医療法施行条例（平成 25 年神奈川県条例第 4 号。以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 法第 9 条第 2 項の規定により、病院の開設者の死亡又は<u>失そう</u>の届出を受理</p>	(略)

改 正		現 行	
<p>ること。</p> <p>(10)～(35) (略)</p> <p>(36) 条例 <u>第2条</u> の規定により、同条において定めるものを法第 18 条本文に規定する開設者として、<u>(15)</u>に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(37) 条例 <u>第3条</u> の規定により、同条において定めるものを法第 21 条第1項に規定する基準として、(3)、(4)及び <u>(16)</u>に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(38) 条例 <u>第4条</u> の規定により、同条において定めるものを法第 21 条第1項に規定する基準として、(1)、(3)及び(4)に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(39) 条例 <u>第5条</u> の規定により、同条において定めるものを法第 21 条第2項に規定する基準として、(5)及び <u>(16)</u>に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(40) 条例 <u>第6条</u> の規定により、同条において定めるものを法第 21 条第2項に規定する基準として、(5)に掲げる事務を処理すること。</p>		<p>すること。</p> <p>(10)～(35) (略)</p> <p>(36) 条例 <u>第3条</u> の規定により、同条において定めるものを法第 18 条本文に規定する開設者として、<u>(16)</u>に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(37) 条例 <u>第4条</u> の規定により、同条において定めるものを法第 21 条第1項に規定する基準として、(3)、(4)及び <u>(17)</u>に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(38) 条例 <u>第5条</u> の規定により、同条において定めるものを法第 21 条第1項に規定する基準として、(1)、(3)及び(4)に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(39) 条例 <u>第6条</u> の規定により、同条において定めるものを法第 21 条第2項に規定する基準として、(5)及び <u>(17)</u>に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(40) 条例 <u>第7条</u> の規定により、同条において定めるものを法第 21 条第2項に規定する基準として、(5)に掲げる事務を処理すること。</p>	
42～45 (略)	(略)	42～45 (略)	(略)
<u>46</u> 削除		<p><u>46</u> <u>社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7に規定する老人福祉センターに係るものに限る。）</u></p> <p><u>(1) 法第69条第1項の規定</u></p>	<p>市町村（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。）</p>

改 正		現 行	
		<p>により、<u>第二種社会福祉事業の事業開始の届出を受理すること。</u></p> <p>(2) <u>法第69条第2項の規定により、第二種社会福祉事業の変更及び廃止の届出を受理すること。</u></p> <p>(3) <u>法第70条の規定により、必要と認める事項の報告を求め、及び職員に施設等を検査し、その他事業経営の状況を調査させること。</u></p> <p>(4) <u>法第72条第1項及び第3項の規定により、経営の制限及び停止を命ずること。</u></p>	
(削除)		<p>46の2 <u>社会福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（法第2条第3項第11号に規定する隣保事業に係るものに限る。）</u></p> <p>(1) <u>法第69条第1項の規定により、第二種社会福祉事業の事業開始の届出を受理すること。</u></p> <p>(2) <u>法第69条第2項の規定により、第二種社会福祉事業の変更及び廃止の届出を受理すること。</u></p> <p>(3) <u>法第70条の規定により、必要と認める事項の報告を求め、及び職員に施設等を検査し、その他事業経営の状況を調査させること。</u></p> <p>(4) <u>法第72条の規定により、経営の制限及び停止を命ずること。</u></p>	二宮町
47 削除		<p>47 <u>社会福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</u></p> <p>(1) <u>法に基づき知事又は知</u></p>	市町村

改 正		現 行	
		<u>事を経由して厚生労働大臣に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</u>	
48～53 (略)	(略)	48～53 (略)	(略)
<u>(削除)</u>		<p>53の2 <u>老人福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</u></p> <p><u>(1) 法第14条の規定により、老人居宅生活支援事業（介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による地域密着型介護サービス費又は地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者につき行われるものに限る。以下この項において同じ。）の開始の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(2) 法第14条の2の規定により、老人居宅生活支援事業の開始の届出に係る事項の変更の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(3) 法第14条の3の規定により、老人居宅生活支援事業の廃止及び休止の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(4) 法第15条第2項の規定により、老人デイサービスセンター（介護保険法の規定による地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費又は介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者を通わせることができるものに限る。以下この項において同じ。）の設置の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(5) 法第15条の2第1項の規定により、老人デイサー</u></p>	<p>鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、南足柄市、葉山町、中井町、大井町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町</p>

改 正		現 行	
		<u>ビスセンターの設置の届出に係る事項の変更の届出を受理すること。</u> <u>(6) 法第16条第1項の規定により、老人デイサービスセンターの廃止及び休止の届出を受理すること。</u>	
54～63 (略)	(略)	54～63 (略)	(略)
(削除)		64 <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下この項において「法」という。）</u> 、 <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号。以下この項において「政令」という。）</u> 及び <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。）</u> に基づく次の事務 <u>(1) 法、政令及び省令の規定により、知事又は知事を經由して厚生労働大臣に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</u>	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
(削除)		65 <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下この項において「法」という。）</u> 、 <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（以下この項において「政令」という。）</u> 及び <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）</u> に基づく次の事務 <u>(1) 法、政令及び省令の規定により、知事が交付し、又は知事を經由して厚生労働大臣が交付する書類を交付すること。</u>	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
64 (略)	(略)	65の2 (略)	(略)

改 正		現 行	
64の2 (略)	(略)	65の3 (略)	(略)
(削除)		65の4 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</u> (1) <u>法の規定により、自立支援医療費（精神通院医療に係るものに限る。）の支給認定及び支給認定の変更に係る所得の状況その他の負担上限月額の算定のために必要な事項を確認すること。</u>	市町村（横浜市、川崎市及び相模原市を除く。）
65 (略)	(略)	65の5 (略)	(略)
66～93 (略)	(略)	66～93 (略)	(略)
(削除)		93の2 <u>障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号。以下この項において「省令」という。）及び福祉手当の支給に関する省令の一部を改正する省令（昭和60年厚生省令第49号）に基づく次の事務</u> (1) <u>省令第2条、省令第5条、省令第7条から第10条まで、省令第15条及び省令第17条（省令第5条及び省令第7条から第10条までにあつては、省令第13条第1項及び省令第16条において準用する場合を含む。）の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</u> (2) <u>福祉手当の支給に関する省令の一部を改正する省令附則第3条の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</u>	寒川町、湯河原町及び愛川町

改 正		現 行	
94～100 (略)	(略)	94～100 (略)	(略)
(削除)		100の2 <u>神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</u>	市町村
101 削除		101 <u>神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</u> <u>(1) 条例の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</u> <u>(2) (1)に掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</u>	市町村
102 削除		102 <u>神奈川県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年神奈川県条例第31号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</u> <u>(1) 条例の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</u> <u>(2) (1)に掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</u>	市町村（横浜市、川崎市及び相模原市を除く。）
103～105 (略)	(略)	103～105 (略)	(略)
(削除)		106 <u>神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年神奈川県条例第5号。以下この項において「条例」とい</u>	相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田

改 正		現 行	
		<p>う。)及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例第16条の規定により、適合証の交付の請求を受理し、及び適合証を交付すること。</p> <p>(2) 条例第17条第1項の規定により、指定施設の新築等の計画について、協議すること。</p> <p>(3) 条例第17条第2項の規定により、必要な指導及び助言を行うこと。</p> <p>(4) 条例第18条の規定により、工事の完了の届出を受理すること。</p> <p>(5) 条例第19条第1項の規定により、指定施設を検査すること。</p> <p>(6) 条例第19条第2項の規定により、必要な指導及び助言を行うこと。</p> <p>(7) 条例第20条の規定により、必要な措置をとるべきことを勧告すること。</p> <p>(8) 条例第24条第1項の規定により、(3)及び(5)から(7)までに掲げる事務に関し、職員に指定施設に立ち入り、調査させ、及び関係者に質問させること。</p> <p>(9) 条例第25条の規定により、国等からの通知を受理すること。</p> <p>(10) (1)から(9)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市及び大和市</p>
106 (略)	(略)	106の2 (略)	(略)
107～160 (略)	(略)	107～160 (略)	(略)

<第2条関係> (平成30年11月1日施行)

改 正		現 行	
第1条～第3条 (略) 別表 (第3条関係)		第1条～第3条 (略) 別表 (第3条関係)	
1～40 (略)	(略)	1～40 (略)	(略)
41 医療法 (昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。)、医療法施行令 (昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。)、医療法施行規則 (昭和23年厚生省令第50号。以下この項において「省令」という。) 及び医療法施行条例 (平成25年神奈川県条例第4号。以下この項において「条例」という。) に基づく次の事務 (1)～(34) (略) <u>(35) 省令第9条の15の2の規定により、診療を行う体制が確保されていると認めること。</u> (36)～(41) (略) (42) <u>条例附則第2項の規定により、同項において定めるものを地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)附則第28条に規定する数として、(3)から(5)までに掲げる事務を処理すること。</u>	41 医療法 (昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。)、医療法施行令 (昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。)、医療法施行規則 (昭和23年厚生省令第50号。以下この項において「省令」という。) 及び医療法施行条例 (平成25年神奈川県条例第4号。以下この項において「条例」という。) に基づく次の事務 (1)～(34) (略) <u>(新規)</u> <u>(35)～(40) (略)</u> <u>(新規)</u>	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市 (左欄(3)から(5)まで、(7)から(11)まで及び(14)から(16)までに掲げる事務に関するもの、左欄(17)に掲げる事務 (地域医療支援病院に係るものを除く。) に関するもの、左欄(18)から(23)までに掲げる事務に関するもの、左欄(26)に掲げる事務 (法第29条第3項の規定による処分に係るものを除く。) に関するもの、左欄(29)から(33)までに掲げる事務に関するもの、左欄(35)から(38)までに掲げる事務に関するもの、左欄(39)のう	

改 正		現 行	
	ち(3)及び(4)に掲げる事務に関するもの並びに左欄(40)から(42)までに掲げる事務にあつては、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市に限る。)		ち(3)及び(4)に掲げる事務に関するもの並びに左欄(39)及び(40)に掲げる事務にあつては、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市に限る。)
42～160 (略)	(略)	42～160 (略)	(略)